

小口事業資金融資 あっせん制度

がんばる 中小商工業者を 応援します

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者（法人・個人）が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあっせんを行っています。

また、一般資金に比べて低利な経営安定化緊急資金は、平成29年3月31日まで延長して実施しています。

なお、融資が決定した場合には、利息の一部を市が負担し、保証機関への信用保証料（当該融資相当分）の最大2分の1を補助します。

申し込みは、随時受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 経済課産業振興係 ☎ 042-387-9831

申込資格 住所要件など

区分	申込者の住所 (法人の場合は代表者個人の住所)	主たる事業所の所在地 (法人の場合は原則として本店)
開業資金以外の資金	市内に1年以上住所を有している方	市内または隣接市に事業所があり、同一事業を1年以上営んでいること
	隣接市に1年以上住所を有している方	市内に事業所があり、同一事業を1年以上営んでいること
開業資金	不問	市内に事業所があり、開業の準備に着手していること（開業後1年未満を含む）

※ 隣接市とは、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、国分寺市、西東京市の7市です。
(事業規模および業種) 常勤の従業員が30人以下で、東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること
(納税) 市税の納税義務者で、納期到来分（申し込み時まで）を完納していること

小口事業資金融資 あっせんの内容

種類	区分	用途		限度額	併用申込	償還期間 (※)	借受人 利率	
		運転	設備					
運転資金	○	○	600万円	各限度額および償還期間内で総額800万円	5年以内	0.8% (変動)		
設備資金	○	○	800万円					
特別設備資金	○	○	200万円				設備資金と併用申し込み可	7年以内
▷ 福祉のまちづくりに準じて、利用者が安全で快適に利用できるための、店舗出入口の段差解消や自動扉の設置等の施設整備に必要な資金 ▷ 地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のために、営業用低公害車両の購入や工場設備改善等に必要資金								
開業資金	○	○	500万円	—	5年以内	0.5% (変動)		
▷ 市内で開業を予定または市内で開業1年未満の事業者への資金								
商店街等振興資金	○	○	800万円	—	運転5年以内 設備7年以内			
▷ 市内の法人組織の商店会のイベント開催や共同施設設置等の資金								
大型店対策事業資金	○	○	500万円	運転資金、設備資金、特別設備資金との併用申し込み可	5年以内			
産業振興資金	○	○	500万円					
経営安定化緊急資金 (平成29年3月31日まで受け付け)	○	○	300万円	運転資金、設備資金、特別設備資金、大型店対策事業資金、産業振興資金との併用申し込み可	3年以内			
▷ 最近3か月または1年間の売上高が、前年同期と比較して3%以上減少している方を対象 ▷ 取引先の相手方企業の破産、更生手続開始申し立てなどにより、その相手方企業に対して売掛金等回収困難な債権を有している方を対象（連鎖倒産防止対策）								

※ 償還期間には据置期間6か月以内を含みます。

障害者福祉センター リハビリにご利用を

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、身体機能・生活能力の維持向上等に必要なりハビリを実施しています。

ご利用を希望する方は、ご相談ください。

実施日時 毎週月曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時

ところ 同センター

対象 身体障害者手帳を取得している65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

▷ 身体に障がいがあり、機能回復訓練を希望する方

▷ 病気により会話が不自由になり、言語訓練を希望する方

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

問合せ先 同センター ☎ 042-381-8411（午前9時～午後5時）

※ 日曜・祝日を除く。

介護者同士で介護方法などの情報交換をしてみませんか

まなぶ・語る・つながる 家族の会

介護者同士で介護方法などの情報交換をしてみませんか

2時～3時30分
ところ ピースガーデン小金井（緑町5-13-25）

認知症予防に効果があるとされている、コピック・アートという大人の創作塗り絵を紹介いたします。

認知症予防 コピック・アートで

5月16日から、電話申込 ☎ 042-388-8011へ。

認知症の方の食事やお風呂などの介護で拒否されたり、うまくいかない場合の声かけ方法など、認知症を基礎知識から学びます。

介護予防キャラバン コピック・アートで

1時～3時
ところ 本町高齢者在宅サービスセンター

認知症の方の食事やお風呂などの介護で拒否されたり、うまくいかない場合の声かけ方法など、認知症を基礎知識から学びます。

認知症予防 コピック・アートで

1時～3時
ところ 小金井ひがし地域包括支援センター

認知症高齢者を支える 介護者の集い

1時～3時
ところ 小金井ひがし地域包括支援センター

認知症の方の食事やお風呂などの介護で拒否されたり、うまくいかない場合の声かけ方法など、認知症を基礎知識から学びます。

1時～3時
ところ 本町高齢者在宅サービスセンター

認知症の方の食事やお風呂などの介護で拒否されたり、うまくいかない場合の声かけ方法など、認知症を基礎知識から学びます。

1時～3時
ところ 本町高齢者在宅サービスセンター



福祉のひろば
対象 市内在住で、会場まで自分で来ることが出来る65歳以上の方
定員 12人（申込順）
申込 5月16日から、電話 ☎ 042-388-2440へ。

市取扱分
◎ 3月分
【特定寄附】
◆交通安全のために
▽ランドセルカバー950枚
▽京小金井ライオンズクラブ
▽下敷き920枚（一社）
東京都トラック協会

善意の輪

対象 市内在住・在勤・在学の方
定員 120人（申込順）
その他 保育あり（5月25日まで）に要事前申込
申込 5月16日から、ファクス、Eメールまたは直接、同センター ☎ 042-221-6011 FAX 042-221-6015 50 FAX 042-221-6015 64 kirari4@group.kagawa.comへ。

対象 市内在住・在勤・在学の方
定員 120人（申込順）
その他 保育あり（5月25日まで）に要事前申込
申込 5月16日から、ファクス、Eメールまたは直接、同センター ☎ 042-221-6011 FAX 042-221-6015 50 FAX 042-221-6015 64 kirari4@group.kagawa.comへ。

対象 市内在住で、会場まで自分で来ることが出来る65歳以上の方
定員 12人（申込順）
申込 5月16日から、電話 ☎ 042-388-2440へ。

対象 市内在住で、会場まで自分で来ることが出来る65歳以上の方
定員 12人（申込順）
申込 5月16日から、電話 ☎ 042-388-2440へ。

補助の対象となる福祉サービスの種類および補助金額

区分	福祉サービスの種類	補助金額
高齢系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、経営支援事業対象外のみ）、介護老人保健施設	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額の3分の2（上限30万円）
	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（※）、定期巡回・随時対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額（上限60万円）
障害系	居宅介護、短期入所、障害児通所支援	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額の3分の2（上限30万円）
子ども家庭系	認可保育所（民設）	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額（上限60万円）（ただし、認可保育所のうち、公定価格に第三者評価受審加算を受けている施設については、受審費用の総額から15万円を差し引いた額と45万円とのいずれか低い額）
	認証保育所A型・B型	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額（上限60万円）

※ 東京都が定める自己評価及び外部評価の実施方針により、原則毎年受審すべきとされていたものが、2年に1回とすることができる場合があります。

福祉サービス 第三者評価受審費の一部を補助します

市では、福祉サービス提供者事業者が「福祉サービス第三者評価」を受審した場合に、その受審費用の一部を予算の範囲内で補助します。

福祉サービス第三者評価とは、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、福祉サービスを評価するものです。

その結果は、（公財）東京都福祉保健財団が運営する「ふじきょう福祉ナビゲーション」(http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi) などのホームページで公表され、ホームページで公表され、福祉サービス事業者が、福祉サービス第三者評価の結果の公表に同意してください。

対象 市内に福祉サービスを提供する事業者であり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

補助内容 左表のとおり

申請方法 6月17日までに、所定の申請書（市ホームページおよび地域福祉課で配布）に必要書類を添付し、直接、地域福祉課へ。

問合せ先 地域福祉課地域福祉係（市役所第二庁舎2階 ☎ 042-387-9915）